

第1部 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

第1章 計画の策定

<1> 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行は、人口構造が不均衡になり、労働力の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして課題となっております。人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、新たな取り組みが求められています。

また、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援する仕組みが必要とされています。

このような状況下、国においては、平成22年1月に、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。また、少子高齢化に対して、国では平成29年12月8日、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、「幼児教育・保育の無償化」「待機児童の解消」「高等教育の無償化」「私立高等学校の授業料の実質無償化」に取り組んでいます。

鹿沼市においては、平成27年3月に令和元年度までの5年間を計画期間とした「鹿沼市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策前期行動計画）」を策定し、全ての子育て家庭が子育てに伴う喜びを実感できる子育て支援や教育環境について整備を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年度から10年間延長となり、「子ども・子育て支援法」は恒久法とされることから、両法に基づき手厚い子育て・次世代支援の推進を図っていきます。

平成27年度からの実施となった「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う問題などの現状と課題に対して、社会全体で費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進してまいりましたが、その理念は変わることなく、引き続き令和2年度からの新計画においても推進してまいります。

本計画は、第1期計画を引き継ぎ、これまでの次世代育成支援対策の取組みや課題を整理しながら、子ども・子育て支援新制度を推進するために策定いたします。

なお、子ども・子育て支援事業計画は、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこととされています。計画目標の達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて目標の見直しをしていきます。

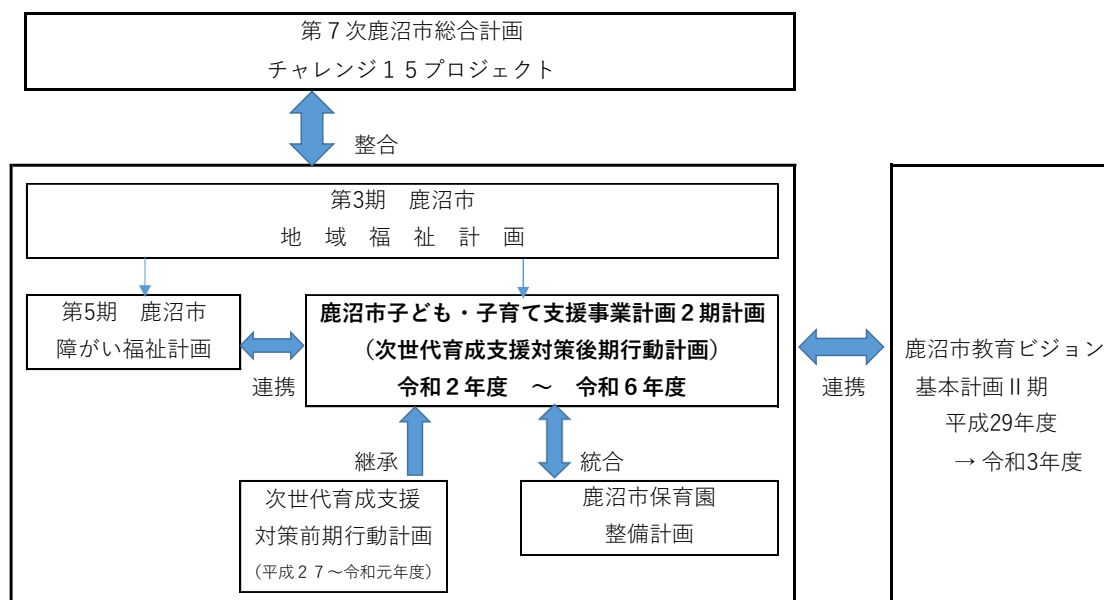
<2> 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法の第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指します。

本計画の策定にあたっては、就学前児童の保護者の子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映するため「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施するとともに、「鹿沼市総合計画」「鹿沼市総合戦略」「鹿沼市教育ビジョン基本計画Ⅱ期」「第3期鹿沼市地域福祉計画」などの各計画・施策と連携し、保健・医療、福祉、教育、まちづくりなどの各分野にわたり展開を図ります。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定は任意となりましたが、法の趣旨を踏まえ、本市においては、「次世代育成支援対策前期行動計画」を策定して事業推進をしてまいりましたが、引き続き「次世代育成支援対策後期行動計画」を策定し推進してまいります。

図1 他の事業計画との関連



<3> 計画の期間

この計画は、平成27年度から令和元年度を期間とする第1期計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。ただし、国の基準に従い、計画の見直しを必要に応じ実施します。

第1部 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

また、「次世代育成支援対策推進法」に規定される行動計画については、平成27年度から令和6年度までの10年間であり、前期（平成27年度～令和元年度）、後期（令和2年度～6年度）と区分されるため、「子ども・子育て支援事業計画」と同じく、令和2年度からの5年間を「後期行動計画」としました。

図2 令和6年度までの計画の流れ

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
鹿沼市子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策<前期行動計画>									
					鹿沼市子ども・子育て支援事業計画第2期計画 次世代育成支援対策<後期行動計画>				

<4> 計画策定の体制

本計画の策定においては、本市における課題や市民のニーズを把握し、計画に反映させるため以下の取り組みを行いました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により設置し、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子ども・子育て支援にかかわっている団体の代表、事業主・労働者の代表などで構成される「子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における「鹿沼市子ども・子育て支援」におけるあり方を審議し、その意見等を踏まえて策定しました。

(2) 子ども・子育て支援のニーズ調査の実施

子ども・子育て支援法第61条第4項の規定により、以下の内容で市民の子ども・子育てに関するニーズ調査を実施しました。

○調査の概要

目的	子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、鹿沼市子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする。
実施期間	平成31年2月12日～平成31年2月25日
調査対象	就学前児童の保護者 3,000人

	(無作為抽出)
抽出方法	平成30年11月30日現在 1家庭1件とし、1家庭に複数の児童がいる場合は集約して抽出した。
回収率 ()内は有効回答者数	就学前児童の保護者 44.9% (1,346人)

(3) 市民からの意見募集

本計画の策定に当たり、事前に計画書の案を示し、その案について市民から意見や情報を募集しました。

令和2年3月24日～令和2年3月30日



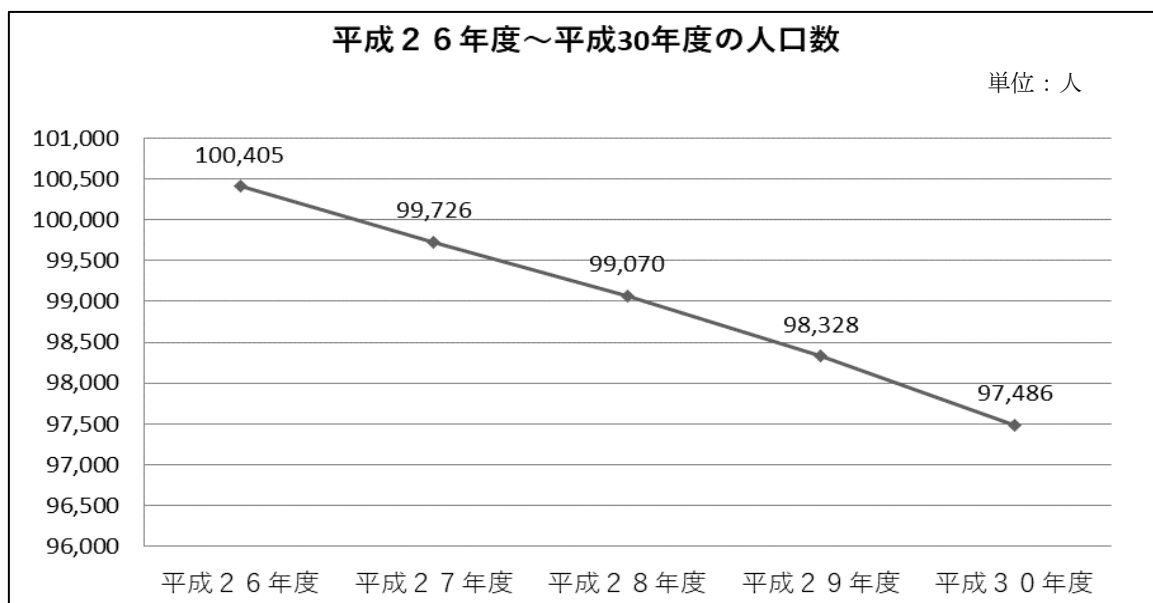
第2章 子どもを取り巻く状況

<1> 鹿沼市の人口の動き

(1) 鹿沼市の人口の状況（過去5年間）

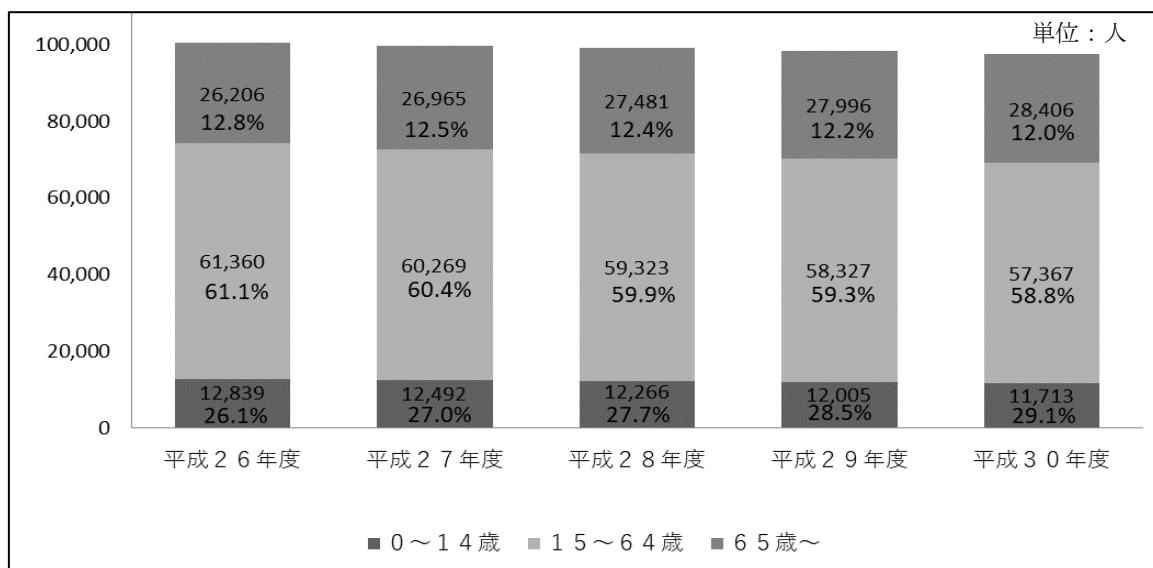
本市の人口は、人口数の動向は、減少傾向にあります。同じように0～14歳の子どもの数も減少傾向にあります。

図1 鹿沼市の人口数の推移



(各年度3月31日 住民台帳 登録人口)

図2 年齢3区分別人口の推移



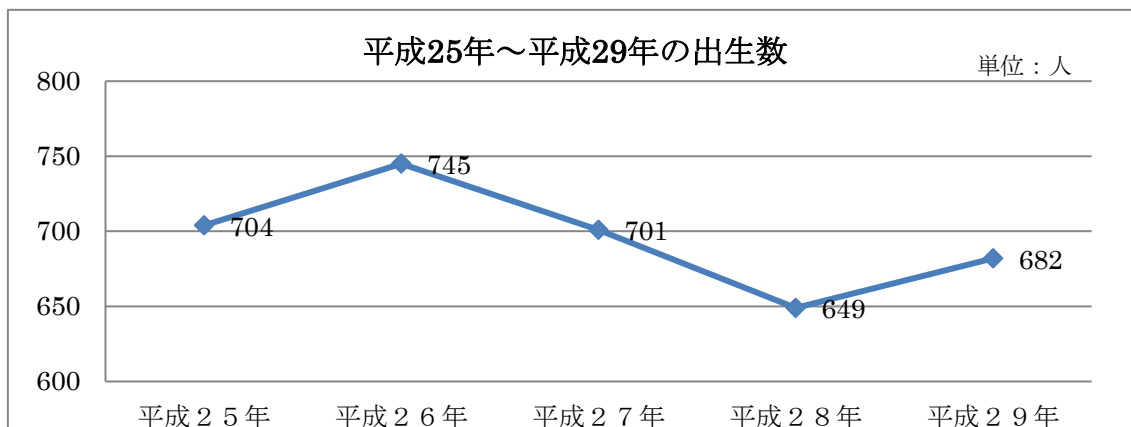
(各年度3月31日 住民台帳 登録人口)

(2) 鹿沼市の子どもの動向

1) 出生の推移

近年の出生数は、増減はあるものの、全体的に少子化の傾向にあります。

図3 鹿沼市の出生数

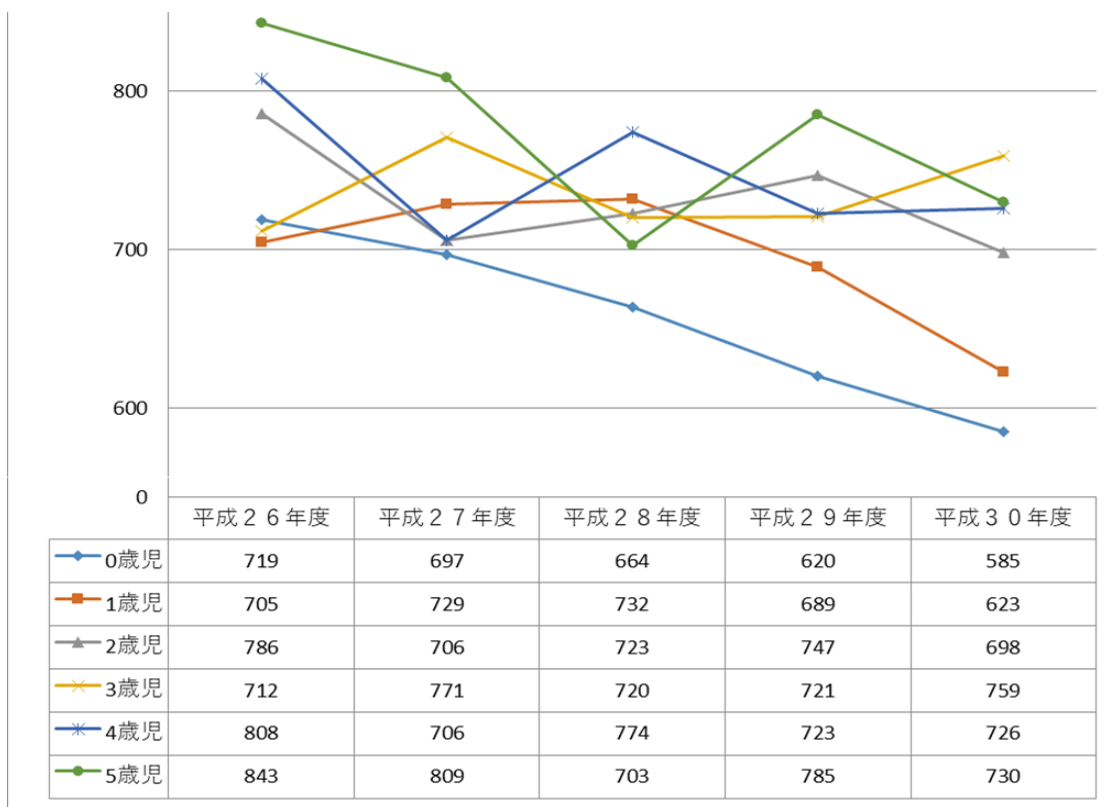


(鹿沼市統計：各年1月～12月の合計数)

2) 未就学児童数の推移(0～5歳)

図4 平成26年度～平成30年度の0～5歳児の状況

単位：人

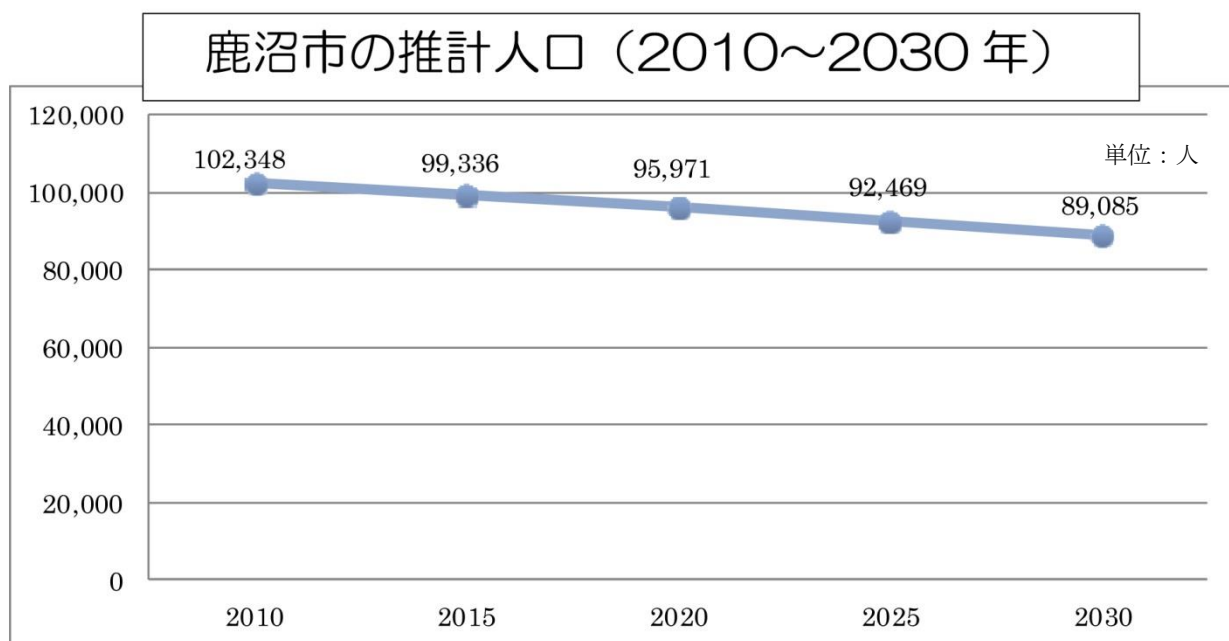


(各年度3月31日 住民台帳 登録人口)

(3) 鹿沼市における人口の推移（推計）

将来の人口を推計すると令和7年度には、人口は、92,469人まで減少し、年少人口（0～14歳）については、10,770人まで減少すると予想されています。

表1 「まち・ひと・しごと創生 鹿沼市総合戦略」[2017（平成29）年11月改訂]による人口の推移



	→	2015	2015→ 2020	2020→ 2025	2025→ 2030
鹿沼市	社会増減数(5年)	-758	-495	-264	0
	合計特殊出生率	1.36	1.43	1.5	1.6
	総人口(人)	99,336	95,971	92,469	89,085
栃木県	社会増減数(5年)	-	-	0	0
	合計特殊出生率	1.43	-	-	1.9
	総人口(人)	約198万人			
国	合計特殊出生率	1.43	1.6	-	1.8
	総人口(人)	約1億2689万人			

<2> 教育・保育施設の状況

(1) 幼稚園・保育所等の状況

1) 保育所

保育所（保育所型児童館含む）は第1期計画の5年間で2園減少し、令和元年度で21施設、定員数は2,187人となっています。

令和2年4月の施設数は、公立保育園1園が民営化により民間保育園に移行するため、公立保育園が8施設（うち1施設は休園）、民間保育園が13施設になります。

図7 保育所の概況

単位：人

[単位：人] 各年4月1日現在

	総数		公立		民間		入所人員				充足率
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	総数	3才未満	3才	4才以上	
平成24年度	22	2,010	13	870	9	1,140	1,901	688	377	836	94.6%
25	21	2,025	12	825	9	1,200	1,925	716	383	826	95.1%
26	22	2,050	12	825	10	1,225	1,969	745	412	812	96.0%
27	23	2,268	12	870	11	1,398	1,999	788	366	845	88.1%
28	21	2,211	10	808	11	1,403	1,969	772	404	793	89.1%
29	21	2,260	9	748	12	1,512	1,990	800	401	789	88.1%

資料：鹿沼市こども未来部調

図8 地域型保育事業施設の概況

単位：人

[単位：人] 各年4月1日現在

	総数		入所人員		充足率
	施設数	定員	総数	3才未満	
平成27年度	3	48	23	23	47.9%
28	6	106	55	55	51.9%
29	6	106	81	81	76.4%

※地域型保育事業施設は、小規模保育施設4施設、事業所内保育事業施設2施設の合計数

資料：鹿沼市こども未来部調

図9 認定こども園の概況

単位：人

[単位：園・人] 各年4月1日現在

	総数		入所人員			充足率
	施設数	定員	総数	3才	4才以上	
平成27年度	1	110	85	26	59	77.3%
28	2	240	193	66	127	80.4%
29	2	240	207	64	143	86.3%

資料：鹿沼市こども未来部調

定員に対する保育所の4月時点の充足率は、育児休業等の充実により、平成25年以降、下降傾向で、平成29年度は約88%となっていますが年度末では98%を超えています。また、地域型保育事業施設及び認定こども園については、認知度が上がっていることから充足率が上昇しています。

図10 幼稚園の概況

単位：人

[単位：園・人] 各年4月1日現在

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
園児数	1,245	1,154	964	809	745

資料：鹿沼市子ども未来部調

幼稚園は、平成31年4月現在では、市内に4園あり、すべて、民営の幼稚園になります。園児数は幼稚園の認定こども園への移行に伴い、減少しています。

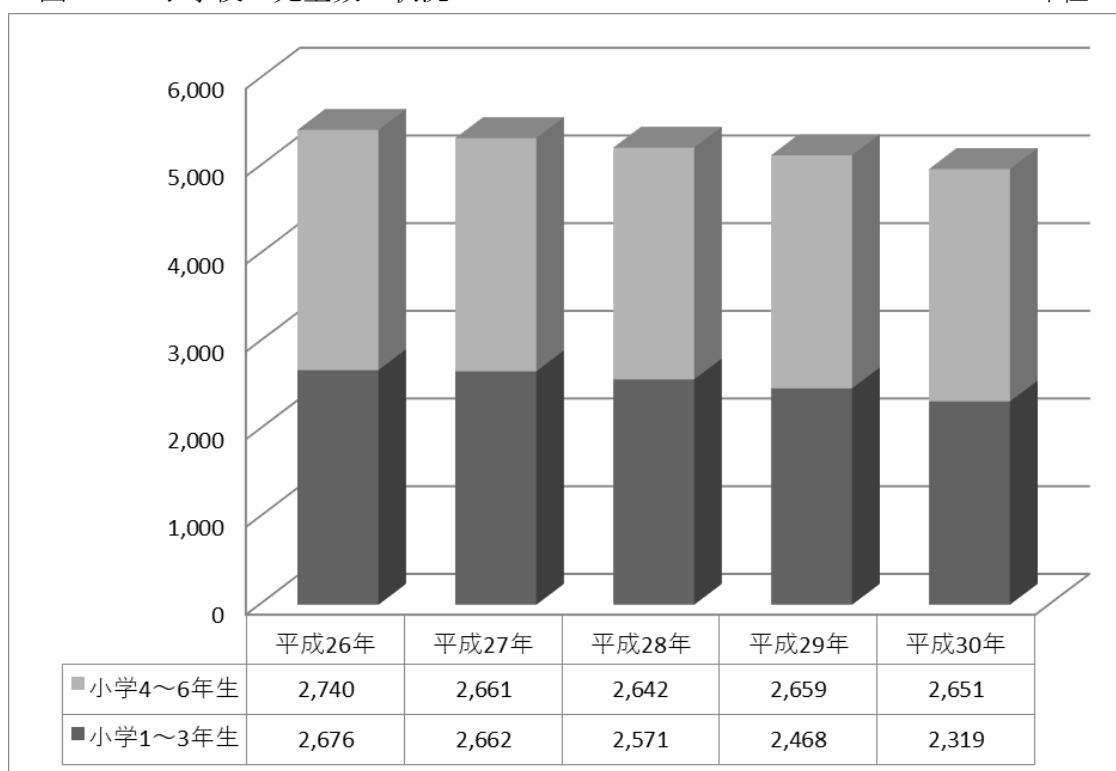
(2) 小・中学校の状況

1) 小学校

令和元年4月現在で、24の小学校があります。児童数は年々減少しており、平成26年から平成30年では446人の減少となっています。

図11 小学校の児童数の状況

単位：人



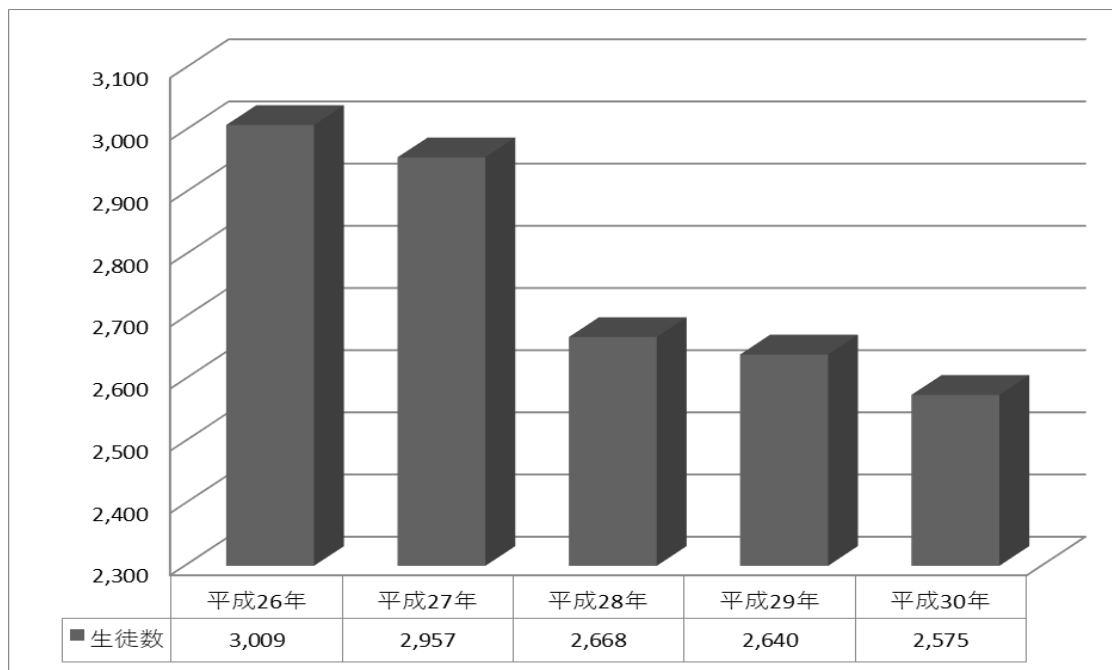
資料：鹿沼市統計書（鹿沼市教育委員会調） 各年5月1日現在

2) 中学校

令和元年4月現在では、10の中学校があります。生徒数は年々減少しており、平成26年から平成30年では434人の減少となっています。

図12 中学校の生徒数の推移

単位：人



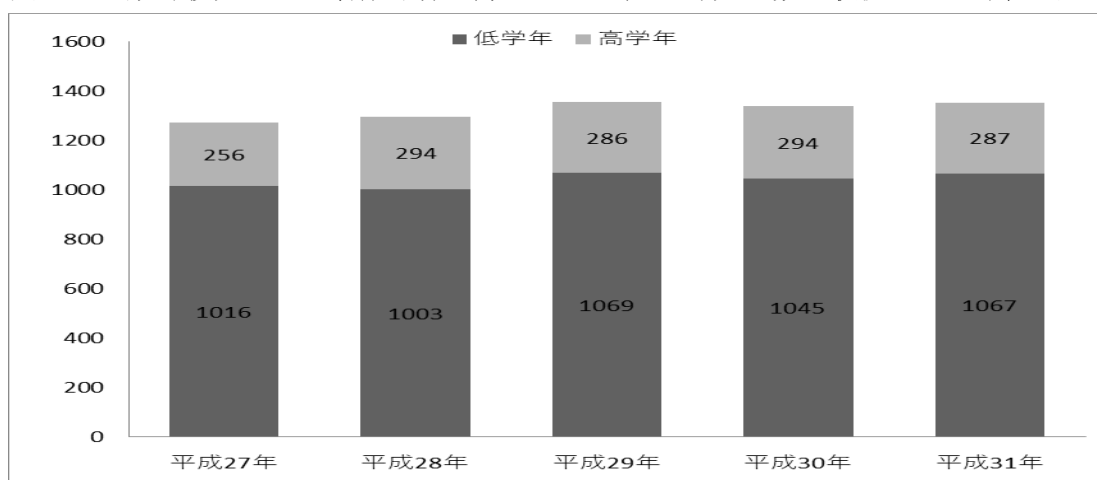
資料：鹿沼市統計書（鹿沼市教育委員会調） 各年5月1日現在

3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

学童保育の利用については、平成27年度の制度改正から児童数が減少している一方で、利用者数、利用率が増加している傾向にあります。

図13 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）登録児童数の状況

単位：人

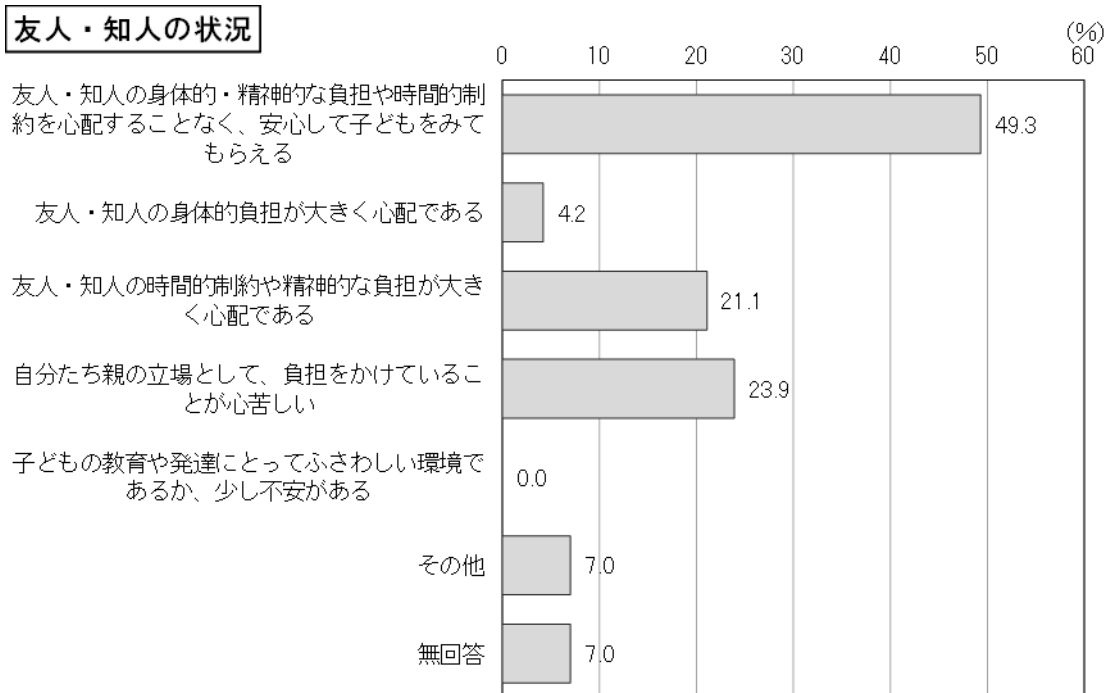


※ 登録児童数は各年4月1日の児童数 資料：こども支援課調べ

< 3 > ニーズ調査結果の概要

(1) 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 58.8%と最も高く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 38.8%と続いています。



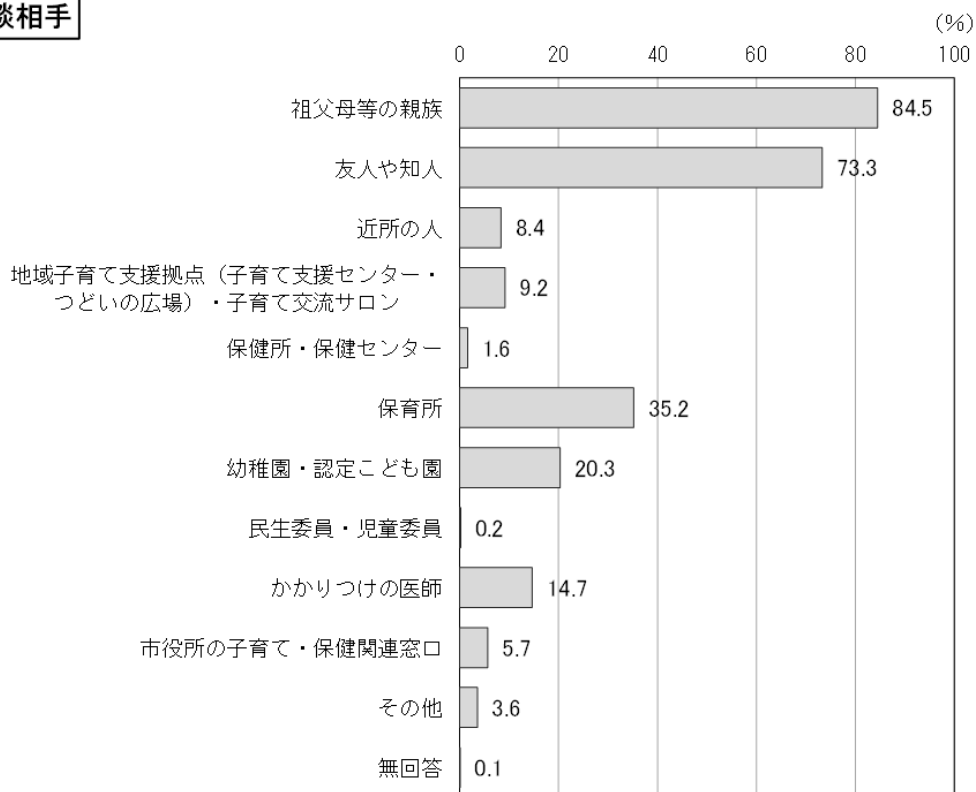
(2) 子育て（教育を含む）をする上での相談相手、相談場所の有無

項目	度数	構成比
ある	1275	94.7
ない	44	3.3
無回答	27	2.0
回答者数	1346	100.0

(3) 相談相手や場所等はどれですか。(複数回答)

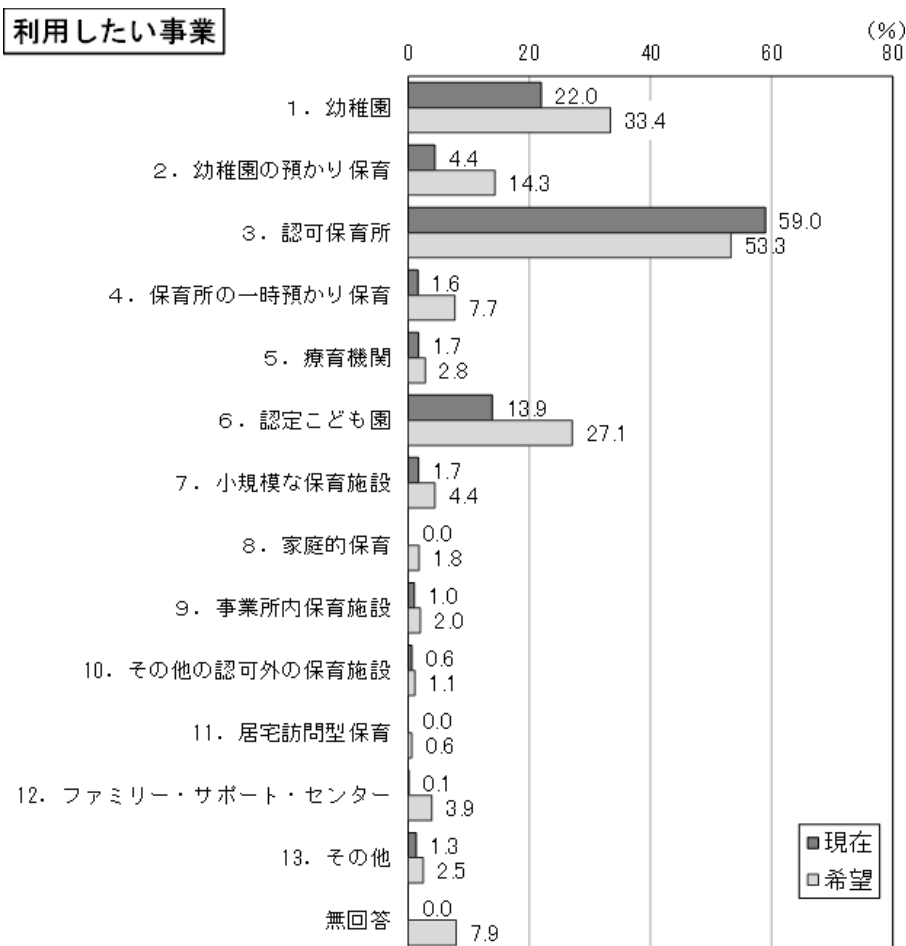
子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族(84.5%)」「友人や知人(73.3%)」の割合がいずれも7割を超え高くなっています。

相談相手



(4) 今後利用したい事業

平日の教育・保育の事業の今後利用したい希望事業を順位付けすると、1位が「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」が53.3%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が33.4%となっています。（無回答は除く）

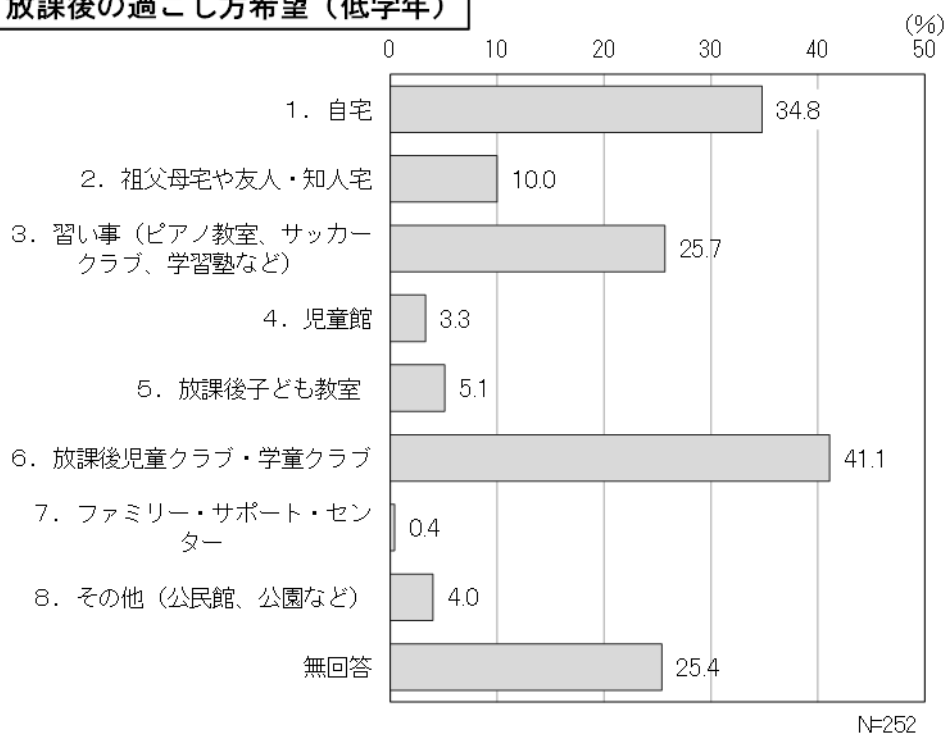


(5) 小学校就学後の放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごし方。また、希望する場所（複数回答）

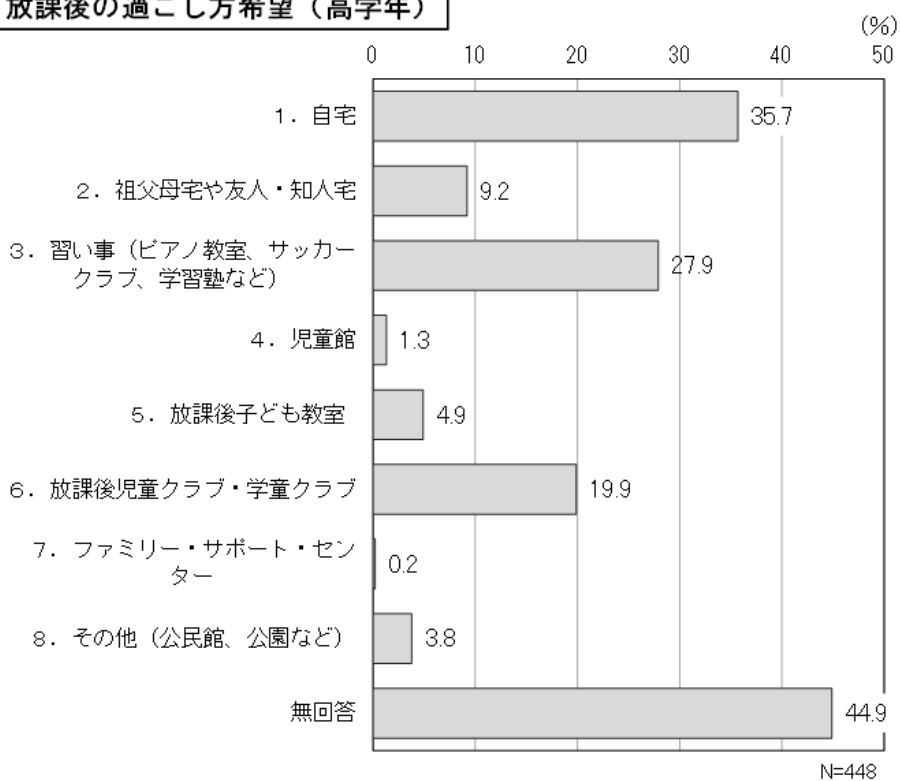
子どもの放課後の過ごし方は、低学年では「放課後児童クラブ」が41.1%と最も高く、「自宅」の割合も34.8%と高くなっています。

高学年では、自宅が35.7%と最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合も27.9%とも高くなっており、「放課後児童クラブ」の割合が19.9%と低くなっています。

放課後の過ごし方希望（低学年）



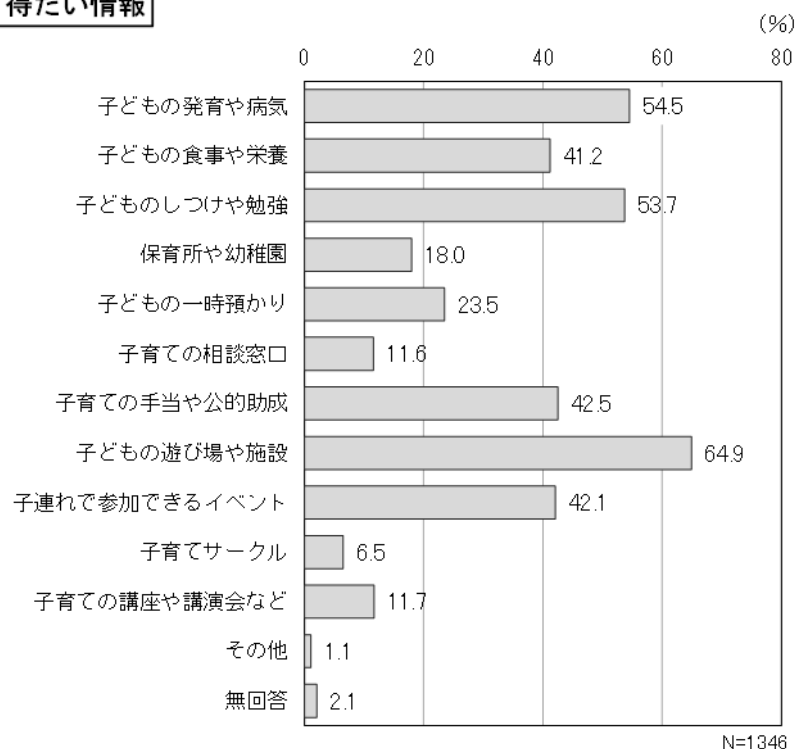
放課後の過ごし方希望（高学年）



(6) 子育てについてどんな情報を得たいと思っていますか。(複数回答)

子育ての情報については、「子どもの遊び場や施設」が64.9%と最も高く、「子どもの発育や病気」が54.5%、「子どものしつけや勉強」が53.7%と続いています。

得たい情報



(7) 自由意見による必要なサポート

保護者の求めているサポートとしては、第1位は「多様な保育サービス等の充実」で、約29%を占めております。一時預かり事業や病児・病後児保育に対する意見が多くなっています。

次に多かったのは、「子育て支援サービスの推進」が約26%あり、子育て支援センターにおける保護者の交流などであります。

次に「子どもの遊び場や居場所の整理・充実」があり、屋内型の遊び場や公園の整備の意見や施設を通じた親世代の交流の場の意見が挙げられます。「保育施設の整備促進」や「情報の提供等」などが続きますが、少数意見も内容を精査して、計画への反映を図りました。

第3章 計画の基本理念及び施策の展開

<1> 基本理念

○子ども・子育て支援法に基づく基本理念

子ども・子育て支援は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、家庭を含め社会のあらゆる分野がそれぞれの役割を果たし、相互に協力して行わなければならない。また、その支援等は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質・適切なものであり、総合的・効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

○次世代育成支援対策との関係

次世代育成支援対策推進法の改正により、市町村行動計画を策定できることとされ、その行動計画については、子ども・子育て支援事業計画と一体的なものとして策定してもよいとされています。

○計画の基本理念

本市の基本理念を設定するにあたり、次世代育成支援対策については5年を1期として、前期行動計画と後期行動計画の10年間を期間としていることから、前期行動計画における基本理念、前項の国の基本理念、現在の本市における子ども・子育ての状況を踏まえ、前期行動計画基本理念を引き継ぎます。

・次世代育成支援対策（後期行動計画）「～令和6年度」
「子ども達の笑顔があふれるまち」をめざして

■鹿沼市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策 後期行動計画） 基本理念

鹿沼市の基本理念

子育てで 笑顔あふれるまちづくり かぬま

<2> 施策の展開

基本理念を達成するために具体的な施策を展開する主要テーマを設定します。施策の体系については、平成26年11月に国より示されました「行動計画策定指針」を基本としつつ、「次世代育成支援対策前期行動計画」の各施策内容を継承し、事業等を実施します。

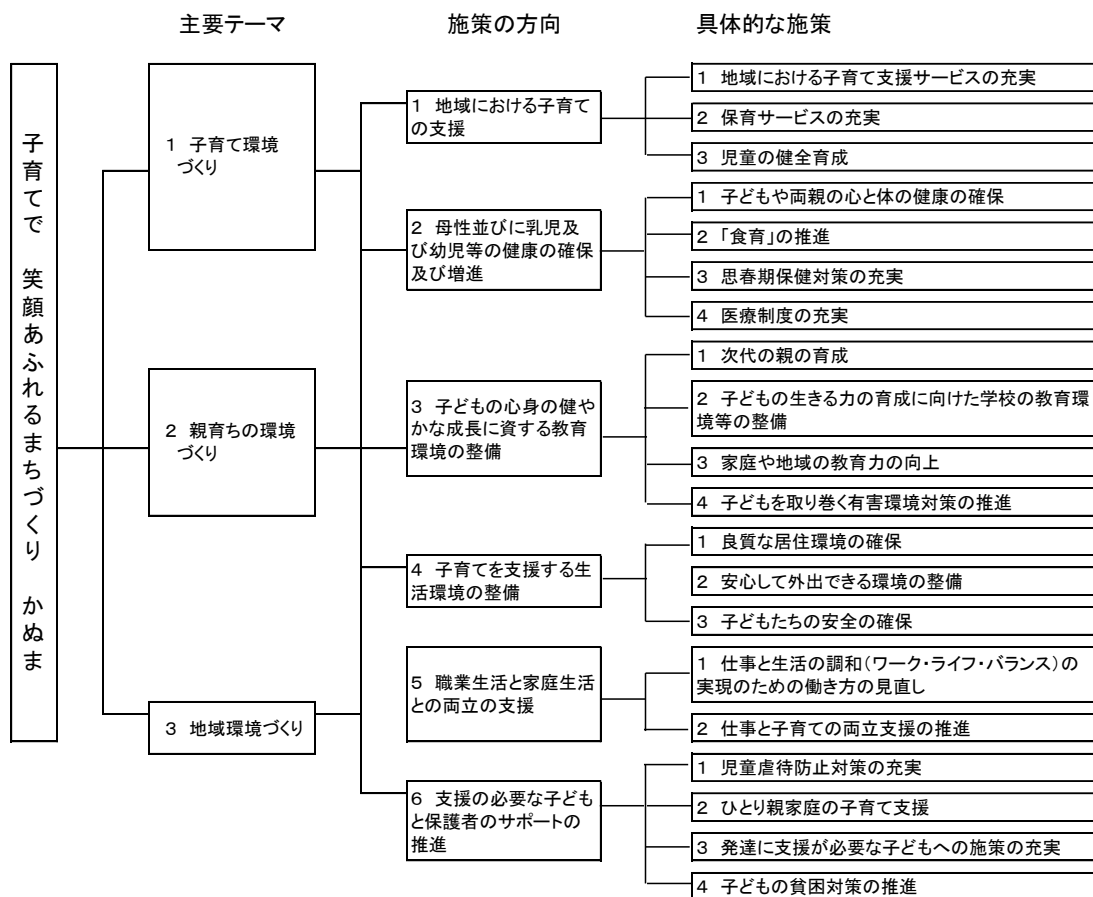
【主要テーマ】

1. 子育て環境づくり
2. 親育ちの環境づくり
3. 地域環境づくり

【施策の体系】

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援対策(後期行動計画)



※ 第2部に記載された数値等については、第3部では省略しています。